

独立行政法人国立病院機構愛媛医療センターにおける  
感染予防対策期間中のモニタリングの受け入れに関する細則

(目的)

第1条 本細則は「独立行政法人国立病院機構愛媛医療センターにおける直接閲覧を伴うモニタリングの受け入れに関する標準業務手順書」に基づき、国立病院機構愛媛医療センターが定める感染予防対策期間中のモニタリング実施について必要な事項を定めるものである。

(直接閲覧を伴うモニタリング実施の方法)

第2条 モニターが、当院の定める来院許可の基準を満たしていることを訪問の条件とする。

2 モニターは、当院で定める「感染症の蔓延等により当院への訪問に制限がある状況での直接閲覧を伴うモニタリング実施の手順」を遵守し、感染拡大防止に注意してモニタリングを実施する。

3 モニターが、当院が行う体調行動確認にて不相当と判定された場合は、来院を伴うモニタリングの実施を延期する等の対応を協議する。

(直接閲覧を伴わないモニタリング実施の方法)

第3条 当院の定める来院許可の基準により、モニターの来院が許容されない期間は直接閲覧を伴わないモニタリングの実施を許可する。

2 モニターは「独立行政法人国立病院機構の保有する個人情報の開示等の手続に関する規程」を遵守し、法人文書開示請求書(様式1)を用いて開示請求を申請し、入手した資料を用いてモニタリングを実施する。

3 モニタリング目的での法人文書開示請求に関しては、治験事務経費にその費用が含まれていると考えられるため開示請求手数料は請求しない。

4 資料は原則として郵送とする。

5 モニタリング終了後は、モニターの責任において速やかかつ適切に資料を廃棄する。

6 一度発行した資料の再発行は行わない。

(附則) この細則は、令和3年12月1日から施行する